

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 2: 教育委員会 |
| 2. 都道府県名 | 新潟県 |
| 3. 市区町村名 | 燕市 |
| 4. 届出番号 | 4 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 116-1-1(2) |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.tsubame.niigata.jp/life/10007305025.html |

執行機関名 燕市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 認定こども園における保育の実施又は保育料の算定若しくは減免に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 94 | |
| ③番号法別表第2の項 | 116 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 燕市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第30の項 認定こども園における保育の実施又は保育料の算定若しくは減免に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条 | 燕市立認定こども園条例 第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。 | 第1条 小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、燕市立認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置する。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 燕市立認定こども園条例(平成24年9月24日条例第27号) 燕市立認定こども園条例施行規則(平成27年3月31日教育委員会規則第11号) |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|--|---|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 | 燕市立認定こども園条例施行規則 第14条、第15条 |
| ②事務の内容 | 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 | 市立認定こども園において保育する児童にかかる保育料の額の認定に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 口 | 燕市立認定こども園条例施行規則 別表第2、別表第3 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 小学校就学前子どもの保護者若しくは扶養義務者若しくはその世帯員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 市立認定こども園に入園している児童の保護者又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 へ | 燕市立認定こども園条例施行規則 別表第2備考2、別表第3備考2 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 | 市立認定こども園に入園している児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 |
| 特定個人情報3 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 チ | 燕市立認定こども園条例施行規則 別表第2、別表第3 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 | 市立認定こども園に入園している児童の保護者又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 |
| 特定個人情報4 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ル | 燕市立認定こども園条例施行規則 別表第2備考2、別表第3備考2 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 小学校就学前子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 市立認定こども園に入園している児童の保護者又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当の支給に関する情報 |